【規程番号　行法Ⅲ－009】

行吉学園特任教員規程

（目 的）

第１条 この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）の特任教員に関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第２条 特任教員とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則及び学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則の規定により、定年に達した専任の教育職員のうち再雇用する者
（以下「第１号特任教員」という。）

(2) 新たに採用する教育職員のうち、特定の教育又は研究に従事することを目的に長が特に任命する者（以下「第２号特任教員」という。）

(3) 専任の教育職員（任期を有する者を除く）のうち、本人から定年前に特任教員への発令を申し出た者で理事長が特に任命する者（以下「第３号特任教員」という。）

２　前項第３号に定める本人からの申し出は、定年退職日前５か年度の期間を限度とする。

（身分・職名）

第３条　特任教員は専任教員とし、日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

２　特任教員の職名は、次のとおりとする。

(1) 特任教授

(2) 特任准教授

(3) 特任講師

(4) 特任助教

（契約期間）

第４条　特任教員の契約期間及び定年は、次のとおりとする。

(1) 第１号特任教員の契約期間は１年とし、満 72 歳を限度として更新することができる。ただし、理事長が特段の理由があると認める場合に限り、満 74 歳以内を限度として更新することができる。

(2) 第２号特任教員の契約期間は、行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程の定めるところによる。

(3) 第３号特任教員は、満 70 歳に達した日の属する学年度末をもって定年とする。

（任用手続き）

第５条　任用の手続きは、「専任教員の採用手続きに関する規程」による。

２　第１号特任教員及び第２号特任教員は、労働契約を締結するとともに、辞令を交付する。

３　第３号特任教員は、辞令を交付する。

４　前第１項及び第２項の手続きは、任用更新の場合にも適用する。

（勤　務）

第６条　特任教員の勤務は、次のとおりとする。

(1) 出勤日数は、原則として研修日を含め週４日以上とする。

(2) 授業担当時間数は、原則として年間を平均して、１週間につき４コマ以上とする。

(3) 第１号特任教員及び第３号特任教員は、教授会の構成員としない。

(4) 第２号特任教員は、教授会の構成員とする。但し、学長が認めた場合は、教授会の構成員としないことができる。

(5) 大学院担当者については研究科委員会の構成員とする。

(6) 第１号特任教員及び第３号特任教員は、部局長・短期大学部長、専攻・学科等の役職及び各種委員会の委員（以下「委員等」という。）としない。

(7) 第２号特任教員は、委員等とする。但し、学長が認めた場合は、委員等としないことができる。

２　外国人である特任教員に係る勤務については、前項の規定にかかわらず、雇用契約の定めるところによる。

（給与等）

第７条　特任教員に支給する給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

第１号特任教員及び第３号特任教員の基本給は、特任教員に任命される直前の基本給の 60％とする。但し、勤務条件等により加算することがある。

第２号特任教員の基本給は、原則として 80％を乗じて調整する。但し、勤務条件等により加算することがある。

(2) 賞与及び手当等

賞与及び手当並びに給与の支給方法等については、「行吉学園給与規程」による。

(3) 増担手当の特例

特任教員に係る増担手当については、「専任教員の基準コマ数に関する規程」第２条第２項の規定にかかわらず、年間 8 コマを超えるコマ数に対して支給する。ただし、勤務条件等により基本給を加算された第２号特任教員は、増担手当の特例を適用しない。また、外国人である特任教員に係る増担手当については、雇用契約に定めるところにより、支給する。

（退職金）

第８条　第１号特任教員及び第２号特任教員に対しては、退職金は支給しない。ただし、「行吉学園教職員退職金規程」第９条の規定を準用し、功労金を支給することがある。

２　第３号特任教員に対しては、行吉学園教職員退職金規程により退職金を支給する。ただし、任命される直前の標準俸給月額が退職時の標準俸給月額より高い場合は、その差額について退職金財団支給規程に基づいて特任教員となるまでの期間に対応する退職金を算出し加算することができる。

（個人研究費等）

第９条 特任教員に対する個人研究費は、「行吉学園個人研究費規程」第３条に定める金額の半額とする。

２　特任教員には、「行吉学園研究旅費規程」第２条に定める金額を支給する。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行の際に特任教員である者については、第２条第１項第２号及び同条第２項、第４条第３号並びに第６条第１号及び第２号の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前に特任教員であった者について、日本私立学校振興・共済事業団等に関する規定及び第 2 号特任教員の契約期間に関する規定を除いて、なお従前の規程を適用するものとする。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 6 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前に特任教員であった者については、従前の規程を適用するものとする。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。